

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人政策研究大学院大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は研究教育事業である。国家公務員給与法、人事院規則の改正等を踏まえつつ、また、特例法の趣旨を尊重して役員報酬水準を決定しており、妥当であると考えられる。

②令和元年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

本学では、役員報酬規程において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う評価の結果を参考にし、常勤役員の業績に応じて、期末特別手当の額を、その額の100分の10の範囲内で増額、又は減額することができるものとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和元年度における改定内容

法人の長

学長の報酬は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、本学役員報酬規程に則り、本給(990,300円)に地域手当(198,060円)を加算して算出している。期末特別手当についても、本学役員報酬規程に則り、それぞれの基準日現在において、当該役員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額並びに本給月額及び地域手当に100分の20の割合に乗じて得た額並びに本給月額及び地域手当に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在籍期間の区分に応じて、その割合を乗じて得た額とした。

理事

理事の報酬は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、本学役員報酬規程に則り、本給(805,000円)に地域手当(161,000円)を加算して算出している。期末特別手当についても、本学役員報酬規程に則り、それぞれの基準日現在において、当該役員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額並びに本給月額及び地域手当に100分の20の割合に乗じて得た額並びに本給月額及び地域手当に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在籍期間の区分に応じて、その割合を乗じて得た額とした。

理事(非常勤)	<p>非常勤役員(理事)報酬は、月額支給となっている。 本学役員報酬規程に則り、上限の範囲内で月額200,000円と学長が決定している。</p>
監事	
監事(非常勤)	
	該当なし
	<p>非常勤役員(監事)報酬は、月額支給となっている。 本学役員報酬規程に則り、上限の範囲内で月額150,000円と学長が決定している。</p>

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和元年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 20,220	千円 11,883	千円 5,773	千円 2,376 (地域手当) 185 (通勤手当)			※
A理事	千円 16,429	千円 9,660	千円 4,693	千円 1,932 (地域手当) 143 (通勤手当)			
B理事	千円 16,485	千円 9,660	千円 4,693	千円 1,932 (地域手当) 200 (通勤手当)			※
C理事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

政策研究大学院大学は、本学の理念である「政策プロフェッショナルの養成」ならびに「学際的な政策研究の促進」に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、「世界的な政策研究・教育拠点の形成」を目指し、教育改革、組織改革、入試改革、国際化等の具体的な取り組み等を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、学長は法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の支給額は、1,188,360円であり、民間給与実態調査(人事院)による大学学長の平均支給額(1,022,201円)と比べても、同水準であることから妥当と考える。

理事

理事は、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときにはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

理事の俸給月額、805,000円であり、国家公務員指定職俸給表を参考に学長の俸給月額に対応する号俸よりも1～2号俸下位に相当する月額であり、報酬水準は妥当であると考えます。

理事(非常勤)

「世界的な政策研究・教育拠点の形成」を推進する学長を補佐する理事としての報酬月額は妥当と考える。

監事

該当なし

監事(非常勤)

学際的な政策研究を推進する本学を全体的に監査する監事としての報酬月額は妥当と考える。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えます。

4 役員の退職手当の支給状況(令和元年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事A	該当者なし					
理事B	該当者なし					
理事C (非常勤)	該当者なし					
監事A (非常勤)	該当者なし					
監事B (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし
理事C (非常勤)	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

常勤役員の期末特別手当の額について、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う評価の結果を参考にし、その者の業績に応じて、その額の100分の10の範囲内にこれを増額し、又は減額することができることとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国家公務員の同種の職種との給与水準を十分に考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。当該法人職員の給与水準を検討するにあたり、人事院公表の平成31年度国家公務員給与等実態調査の結果を参考にした。

平成31年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が411,123円となっており、当該法人の行政職俸給表(一)の平均給与月額は407,865円と同水準となっており、妥当であると考ええる。また、同調査において、教育職俸給表(一)の平均給与月額は480,900円であり、当該法人は655,804円である。172,279円の差があるが、調査対象の平均年齢が46.9歳となっており、当該法人の52.44歳と差があることから、基本給の差並びにそれに付随する地域手当等の差が影響していると思われる。

なお、平均職種別民間給与実態調査によれば、教授・准教授の平均年齢は51.95歳、平均支給給与額は605,596円となっている。当該法人の平均年齢がほぼ同じであり、月額に関しても同水準となっていることから、妥当であると考ええる。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

教職員の発揮した能率並びに勤務成績の給与への反映は、勤勉手当の成績率の決定により行っている。なお、年俸制教員については、これとは別に業績評価並びに能力評価により、基本年俸並びに業績給へ反映させる仕組みを導入している。

③ 給与制度の内容及び令和元年度における主な改定内容

教職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、地域手当、給料の特別調整額、業務困難手当、大学院手当、教育研究特定業務手当、研修等業務手当、特別手当、初任給調整手当、超過勤務手当、休日給、期末勤勉手当)としている。

期末勤勉手当については、期末手当基礎額(俸給の月額+扶養手当+大学院手当+地域手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に期別支給割合と在職期間別割合を乗じて得た額とする。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(俸給の月額+地域手当+役職別加算額+管理職加算額)に期間率と成績率を乗じて得た額とする。

なお、令和元年度では、人事院勧告を踏まえ、俸給表のベースアップ(平均改定率0.1%)及び期末勤勉手当支給率の引き上げ(年間4.45→4.5ヶ月分)を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和元年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	64	48.5	9,138	6,620	162	2,518
事務・技術	30	44	6,864	5,059	164	1,805
教育職種 (大学教員)	34	52.4	11,145	7,998	160	3,147
医療職種 (病院医師)						

[年俸制適用者]

常勤職員	12	49.3	8,695	8,695	67	0
事務・技術	6	46.5	4,457	4,457	0	0
教育職種 (大学教員)	6	52	12,932	12,932	134	0

任期付職員	3	53.8	10,405	7,325	145	3,080
教育職種 (大学教員)	3	53.8	10,405	7,325	145	3,080

[年俸制適用者]

任期付職員	12	44.3	6,556	6,556	170	0
事務・技術						
教育職種 (大学教員)	5	51.5	7,260	7,260	241	0
その他	7	39.2	6,054	6,054	120	0

非常勤職員	37	46.5	4,097	3,640	52	457
事務・技術	37	46.5	4,097	3,640	52	457

[年俸制適用者]

非常勤職員						
事務・技術						

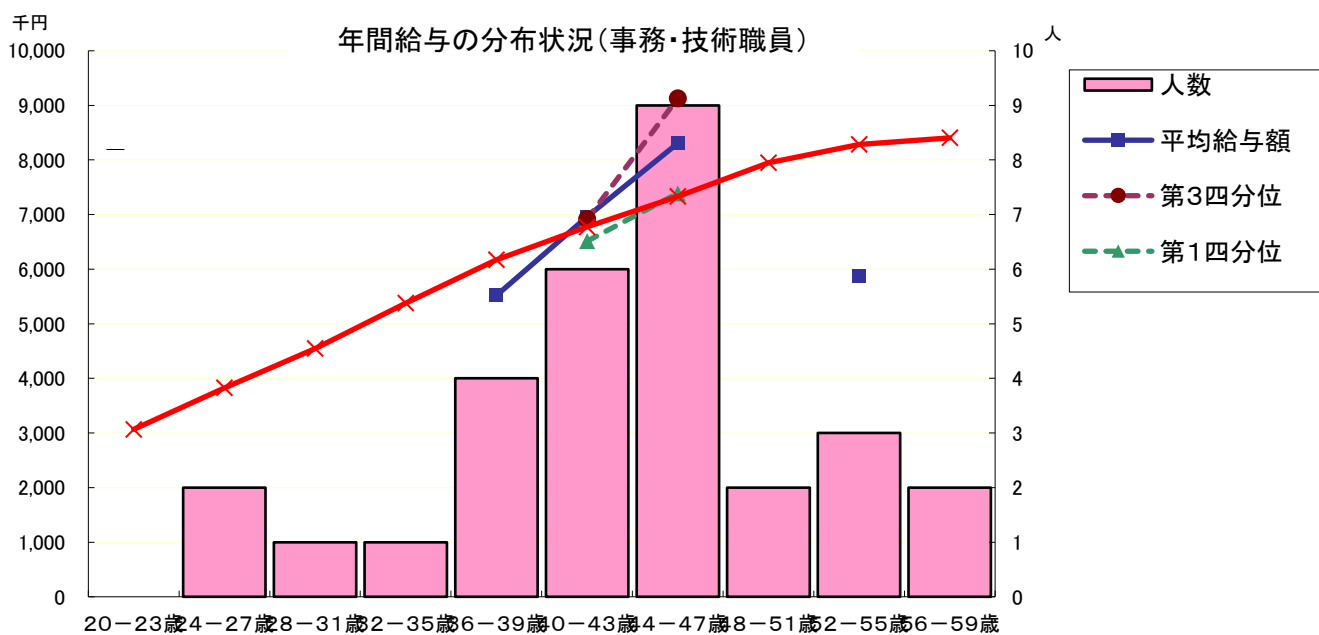
注1: 常勤職員の医療職種(病院看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

注2: 常勤職員については、任期付職員を除く。

注3: 年俸制任期付職員の事務・技術については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、年俸制任期付職員全体の数値からも除外している。

注4: 年俸制非常勤職員の事務・技術については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分のみを記載している。

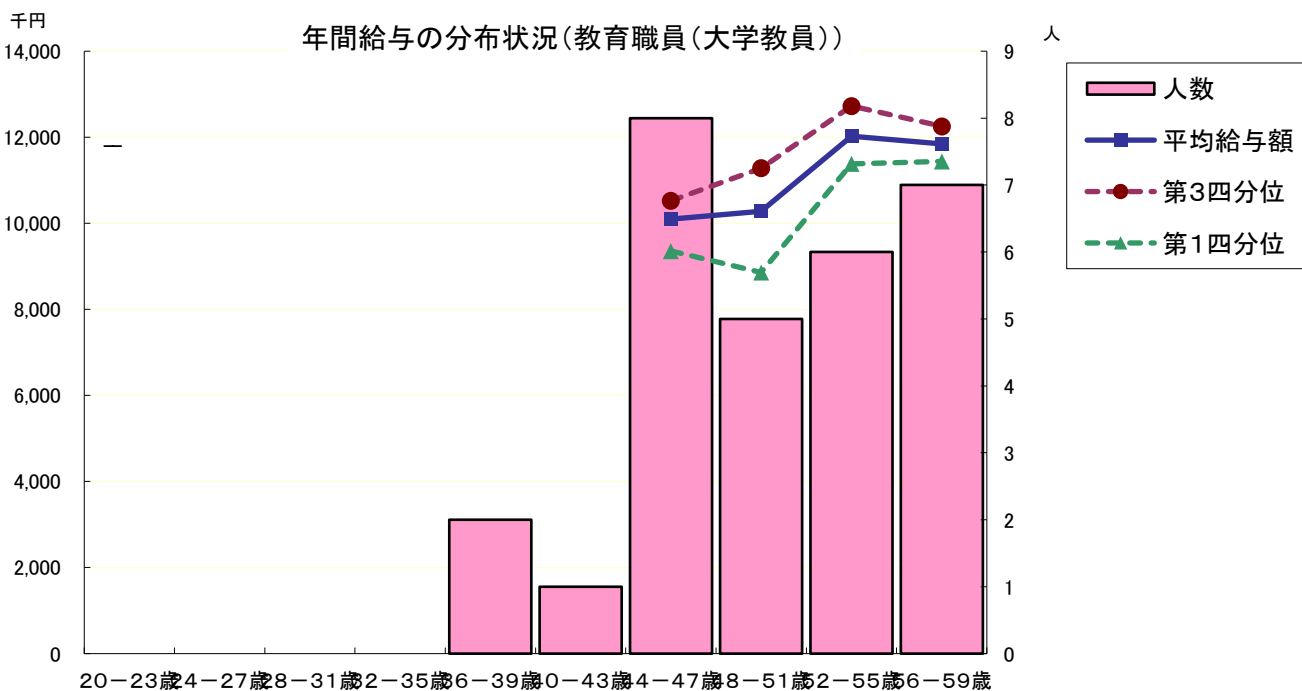
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注1:年齢24～27歳、28～31歳、32～35歳、36～39歳、48～51歳、52～55歳、56歳～59歳の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

注2:年齢24～27歳、28～31歳、32～35歳、48～51歳、56～59歳の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注1:年齢36～39歳、40～43歳の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
課長	3	44.8	9,649	7,391 ～ 5,395
課長補佐	1			
係長	7	44.1	6,691	
主任	4	43.5	6,130	
係員	10	40.7	5,236	
副課長	2			
室長	3	46.8	8,849	

注1:課長補佐、副課長の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:課長、主任、室長の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の最高、最低額は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授	23	55.6	11,745	13,372 ～ 10,387
准教授	11	45.9	9,395	10,666 ～ 8,659

④ 賞与(令和元年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.6%	56.9%	57.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.4%	43.1%	42.8%
	最高～最低	43.7～40.2%	44.9～40.5%	44.3～41.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	57.4%	56.4%	56.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.6%	43.6%	43.1%
	最高～最低	46.4～40.8%	47.5～40.7%	46.9～41.2%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59%	57.7%	58.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	41%	42.3%	41.6%
	最高～最低	43.7～39.5%	44.9～40.9%	44.3～40.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	60%	58.8%	59.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	40%	41.2%	40.6%
	最高～最低	43.7～33.1%	42.1～34.3%	42.9～33.7%

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 75.6 ・年齢・地域勘案 85.3 ・年齢・学歴勘案 94.5 ・年齢・地域・学歴勘案 83.0 (参考) 対他法人 112.2
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 給与水準は国の水準を下回っており、おおむね適切であると考えている。
	(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
講ずる措置	適切な給与水準の維持に努めていく。

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指数 113.3

(注)上記比較指数は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和元年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

【教員】

○38歳(准教授)月額 525,360円 年間給与 8,668,000円

○52歳(教授)月額 623,280円 年間給与 10,284,000円

【職員】

○25歳(係員)月額 199,900円 年間給与 3,298,000円

○37歳(中堅)月額 302,760円 年間給与 4,995,000円

○47歳(課長)月額 570,000円 年間給与 9,405,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

事務職員に係る現行の勤勉手当以上の業績給の仕組みについては、年俸制教員の業績給の仕組みの運用実績を見ながら、検討することを考えている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,020,531	千円 1,077,571	千円 1,044,423	千円 1,078,996	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 118,514	千円 68,075	千円 14,459	千円 24,765	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 676,306	千円 580,362	千円 573,475	千円 580,240	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 210,131	千円 207,460	千円 202,589	千円 189,967	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,025,483	千円 1,933,470	千円 1,834,947	千円 1,873,970	千円	千円

注：中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注2：「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」については、1,044,423千円から1,078,996千円となり、34,573千円の増額となっているが、31年度における非常勤職員の雇用が増えたことが主な要因と考える。

「退職手当支給額」については、勤続年数の長い定年退職者等がいたことから、10,306千円の増額となったと考えられる。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成29年11月17日閣議決定）に基づき、30年1月1日から、役職員とも、退職手当基本額の調整率を87/100 から83.7/100 に引き下げる措置を講ずることとした。

Ⅳ その他

特になし